

第9次住田町交通安全計画

〈案〉

(平成23年度～平成27年度)

住田町交通安全対策会議

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年に交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定されました。本町においては、この法律に基づき昭和 46 年度以降、8 次にわたる住田町交通安全計画を策定し、関係機関・団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に推進してきたところです。

しかしながら、第 8 次交通安全計画策定以降、平成 22 年度までの 5 年間に
おいて 2 名の尊い命が失われております。

また、今後を展望しますと、交通事故死者数の減少のみならず、交通事故そのものの減少が求められる中で、交通環境の著しい変化や高齢者人口、高齢運転者の増加から、高齢者の交通事故の増加が懸念されます。

交通事故の防止は、関係機関・団体のみならず、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸対策を強力に推進していかなければなりません。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する諸施策の大綱を定めたものであります。

この交通安全計画に基づき、町及び関係機関・団体等においては、交通の状況や地域の実態に即して交通安全に関する施策を具体的に定めるとともに、施策の推進及び実施に当たっては町民の十分な理解と協力を得て、その効果を一層高めるよう推進します。

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全についての目標	2
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	2
1 道路交通の現状	2
2 道路交通を取り巻く環境	2
3 道路交通事故の見通し	2
4 道路交通安全対策の今後の方向	2
第2節 第9次住田町交通安全計画における目標と重点施策	2
1 第9次住田町交通安全計画における道路交通の目標	2
2 重点施策	3
(1) 高齢者及び子どもの交通事故防止対策	3
(2) 速度抑制対策	3
(3) 正面衝突事故防止対策	3
(4) 夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策	3
(5) 被害軽減対策	3
(6) 自転車の安全利用の推進	4
(7) 飲酒運転根絶対策	4
(8) その他留意すべき対策	4
第2章 道路交通の安全についての対策	5
第1節 今後の道路交通安全を考える視点	5
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	5
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	5
(3) 町民自らの意識の醸成	5
第2節 講じようとする施策	6
1 道路交通環境の整備	6
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	6
(2) 地域住民一体となった道路交通環境の整備	6
(3) 効果的で重点的な事故対策の推進	7
(4) 円滑・快適で安全な道路環境の整備	7
(5) 災害に備えた道路交通環境の整備	8
2 交通安全思想の普及徹底	8
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8

(2) 効果的な交通安全教育の推進	10
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	10
(4) 交通指導員の育成強化	12
(5) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	12
3 安全運転の確保	12
(1) 安全運転管理の推進	12
(2) 気象情報等道路交通に関する情報の充実	12
4 車両の安全性の確保	12
(1) 自転車の安全性の確保	13
(2) 自動車アセスメント情報の提供等	13
5 道路秩序の維持	13
(1) 交通の指導取締りの強化等	13
(2) 暴走行為阻止のための環境整備	13
6 救助・救急活動の充実	14
(1) 救助・救急体制の整備	14
7 交通事故被害者支援の推進	14
(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底	14
(2) 交通事故相談活動の推進	14
(3) 交通災害共済への加入促進	14
8 交通事故分析の高度化の推進	14
参考資料	15
1 住田町内の交通事故発生状況	15
2 子ども（中学生以下）と高齢者（65歳以上）の交通事故発生状況	15
3 青少年ドライバー（16～24歳）と高齢ドライバーの交通事故状況	15
4 飲酒運転検挙者数と交通事故状況	15
5 種類別交通事故件数	16

計画の基本的な考え方

本町における陸上交通の安全のための施策を講ずるにあたっては、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故及びこれによる死傷者根絶の究極目標を目指す立場から、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に即した交通安全施策を講じていく必要があります。

本計画においては、このような観点から、交通社会を構成する人間、車両及びそれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ実行可能な施策を総合的に検討し、本計画を作成するものであります。

第1に、人に対する安全対策については、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底等を図り、かつ、歩行者等に対する交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとします。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自らの交通安全意識を改革していくことが極めて重要であることから、そのための教育、普及活動を充実させます。

第2に、車両が原因となる事故防止対策としては、それが事故に結びつかないように、必要な検査等を実施できる体制を一層充実させます。

第3に、交通環境に係る安全対策については、交通安全施設等の整備、交通に関する情報の提供の充実等を図ります。

これら3つの項目のそれぞれの施策効果を高めるものとして情報の役割が重要であることから、情報の収集提供を積極的に進め、さらに交通事故が発生した場合の負傷者の救命を図り、また、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実等を図るものとします。

なお、これら交通安全に関する施策については、少子高齢化、社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に合わせ弾力的な対応と適切な施策の選択を行いながら、重点的・効果的に実施するものとします。

さらに、交通事故防止のためには、関係機関・団体等の緊密な連携のもとに施策を推進するとともに、町民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、交通安全に関する施策に町民が計画段階から参加できる仕組みづくりを行い、町民協働型の交通安全施策を推進するものとします。

第1章 道路交通安全についての目標

第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

本町では、平成18年度を初年度とする第8次住田町交通安全計画以降、5年間の道路交通における人身事故件数が63件（年間13件前後）、死亡者は2人となっています。

この内訳を見ると、子どもの事故件数が3件、高齢者の事故件数が25件（内死亡1件）となっています。さらに、路線別事故件数を見ると、国道53件（内死亡2件）、県道3件、町道7件と、交通量の多い国道での事故が多く発生しています。

2 道路を取り巻く環境

町内の道路を取り巻く今後の状況を展望すると、少子高齢化により、人口は減少するものの、高齢者人口・運転免許保有者の増加が見込まれます。

また、東日本大震災の被災地である大船渡市・陸前高田市等沿岸地域と内陸地域を結ぶ拠点として、復旧・復興・支援活動に伴う交通量が例年を上回る状況であり、今後も一定の期間継続することが見込まれます。

3 道路交通事故の見通し

将来の交通事故の状況については、高齢化の進展による高齢者人口の増加、復旧・復興・支援活動に伴う交通量の増加などから、今後高齢者が関与する交通事故の増加が懸念されます。

4 道路交通安全対策の今後の方向

本町にとって自動車の利用は、町民生活にとって不可欠なものであり、今後厳しい交通状況に対応していくためには、「人優先」の交通安全思想の下、交通安全対策を関係機関・団体等の連携を緊密にし、総合的かつ計画的に推進します。

第2節 第9次住田町交通安全計画における目標と重点施策

1 第9次住田町交通安全計画における目標

本計画では、交通事故のない社会を達成することが、究極の目標ではありますが、本計画期間である平成27年度までに「24時間死者数ゼロ」及び「飲酒運転の根絶」を目指します。

当然のことながら、24 時間死者数を出さないためだけの対策だけでなく、道路交通事故そのものを抑制するための取り組み、飲酒運転を根絶するための取り組みを積極的に推進していきます。

なお、第 9 次住田町交通安全計画の目標を達成するため、町内の過去 5 年間における交通死亡事故の特徴及び事故発生率の高い形態等を踏まえ、次の施策を重点的に実施します。

2 重点施策

(1) 高齢者及び子どもの交通事故防止対策

① 高齢者の交通事故防止対策

高齢歩行者対策（自転車乗用中を含む）と高齢ドライバー対策の相違に着目し、それぞれの特性を理解した在宅家庭訪問活動や参加・体験・実践型の講習会等の内容の充実を図り、身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、きめ細やかな交通安全教育・指導を推進します。

② 子どもの交通事故防止対策

次代を担う子どもを交通事故から守り、歩行者、自転車利用者としての自覚と交通マナーを身に付けさせるため、年齢に応じた交通安全教室や街頭での交通安全運動を推進します。

(2) 速度抑制対策

交通事故における致死率を高めている大きな要因が速度超過であることから、速度抑制対策として、指導取締りの強化と交通規制の必要な見直しを関係機関に要請します。

また、事故多発区間や危険性が高い区間を重点に、凸型舗装により、過度な速度の運転者に対し、音や振動で速度抑制を促す薄層舗装等の施工を推進します。

(3) 正面衝突事故防止対策

交通事故多発路線を重点に、センターラインに一定の間隔で凹型の切削溝を掘り、踏んだ場合の音や振動で運転者に対し、はみ出しを知らせるランブル・ストリップス等の施工を推進します。

(4) 夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策

歩行者、自転車利用者に対する「反射材用品の活用」、自動車運転者に対する「ライトの早め点灯」及び「夜間の原則ハイビーム走行」の促進を図る取り組みを推進します。

また、横断歩道や事故多発箇所の規制標識の高輝度化を図るとともに、道路照明の設置を推進します。

(5) 被害軽減対策

シートベルト、チャイルドシートの着用運動と併せて、後部座席のシートベル

ト着用を高める運動を推進します。

(6) 自転車の安全利用対策

自転車乗用中の交通事故を防止するため、交通法令の遵守とマナー向上の広報・啓発活動を推進します。

また、乗車用ヘルメットの着用と各種保険加入の促進についても啓発します。

(7) 飲酒運転根絶対策

飲酒運転は、死亡事故・重大事故に直結する非常に危険な交通違反であることから、「飲酒運転の根絶」を掲げ、職場・家庭等における飲酒運転追放の取り組みを推進します。

(8) その他留意すべき対策

① 悪質・危険な運転者対策

飲酒運転のほか、無免許運転、横断歩行者妨害、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の一掃に向けた啓発活動や交通指導取締りを関係機関に要請します。

② 冬道の交通事故防止対策

冬道における交通特有の技能と知識を身に着けさせるとともに、適時・適切な除排雪の実施や凍結防止剤等の散布、冬用タイヤの早期装着の推進を図ることにより、冬道における交通の安全に努めます。

第2章 道路交通の安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全を考える視点

交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

このため道路交通の安全に関連するそれぞれの機関・団体等が連携を一層密にし、次の視点に立った交通安全対策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本県における交通事故による高齢死傷者の割合が高いこと、今後も高齢化社会が益々進展することを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かい総合的な交通安全対策を推進する必要があります。

また、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすい生活環境を設計するとの考えに基づいて、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

さらに、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における交通安全活動を充実させることも重要です。

高齢社会の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展であり、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守ることが一層求められますので、通学路等における歩行空間の整備を積極的に推進します。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

弱い立場にある歩行者の安全を確保することは必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、幹線道路等において歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、自転車の走行空間の分離・確保を積極的に進めるとともに、交通安全教育等の充実を図ります。

(3) 町民自らの意識の醸成

交通行政に携わる者だけでなく、すべての町民が交通事故の危険性を十分認識した上で事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を再確認する必要があります。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層推進するほ

か、町民が交通安全の各種活動に直接関わるなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりや住民の意向を反映させる工夫が必要です。

交通の安全は、町民の安全意識により支えられていることから、交通安全対策に関して町民が計画段階から全般にわたって積極的に参加できる仕組みをつくり、町民参加型の交通安全活動を推進します。

また、交通安全対策に関する行政及び民間団体との定期的な連絡協議を行う場を設けることや、各種情報の集約・提供体制の整備を図り、国、県、町、民間団体等が一体となって取り組みます。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察や道路管理者等、関係機関の連携による対策を推進してきたところですが、今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢に対応し、身近な生活道路をはじめとして、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていく必要があります。

また、冬季に対応する道路交通環境の整備については、これまでも冬季交通の確保や交通安全の観点から関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面から対策を推進してきたところです。今後も交通安全の推進に資するため、除排雪の実施や凍結防止剤、防滑砂等による良好な道路環境の維持に努めます。

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

高齢者や子どもをはじめとする歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、通学路や交通事故が発生する危険性の高い箇所の歩道の整備をはじめ、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に配慮したバリアフリー化など、人の視点に立った交通安全対策を推進します。

冬季については、積雪や凍結による転倒の危険等、冬季特有の障害に対し、除雪や防滑砂の散布等の実施に努めます。

(2) 地域住民一体となった道路交通環境の整備

道路交通の安全は、道路利用者の生活、経済、社会活動に密接に関係するため、地域住民や道路利用者の意見を十分に反映させる必要があります。

また、地域によって道路環境や道路利用の実態及び交通の状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路環境整備を行います。

安全な道路環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設

等の点検を行う交通安全施設等総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、道路環境の整備に反映させます。

交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、安全で良好なコミュニティーの形成を図るため、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、住民と行政の連携による交通安全対策を推進します。

さらに、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表します。

(3) 効果的で重点的な事故対策の推進

① 事故危険個所対策の推進

死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している「事故危険個所」については、関係機関等と連携して集中的な事故防止対策を推進します。

② 交通安全施設等の整備

ア 道路の構造及び実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所に信号機が設置されるよう関係機関へ要請します。

イ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するため、防護柵の設置、道路標識の高輝度化、凸型の舗装やランブル・ストリップスの施工等、交通安全施設の整備を推進します。さらに、夜間死亡事故に対処するため、道路照明や視線誘導標識等の設置による事故対策を推進します。

③ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を推進します。

④ 重大事故の再発防止

社会に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故の発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講じることにより、当該事故に類する事故の再発防止を図ります。

(4) 円滑・快適で安全な道路環境の整備

安全な道路環境の実現に当たっては、道路を円滑・快適に利用することが必要であり、道路の使用・占有の適正化等により、道路交通の円滑化を図ります。

① 道路の使用および占有の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用又は占有の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件の維持管理の適正化について指導するものとします。

② 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りにより排除を行います。さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行います。

(5) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害発生時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策をはじめ、地域の生命線となる道路の整備を行うとともに、道路の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、利用者等に対し、被災地への車両流入を抑制する交通規制や迂回指示等の情報の提供を行います。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。交通安全意識を向上させ、マナーを身につけるためには、生涯にわたる学習を促進して、町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが必要です。

また、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要です。

このため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階や各年代、生活様式に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図り、他の世代に対しても高齢者の特性を知ってもらい、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化します。さらに、自転車を使用することが多い小学生・中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化します。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の指導方法を積極的に取り入れ、町民自ら安全な交通行動を実践できるように必要な情報を分かりやすく提供することに努めます。

交通安全教育・普及啓発活動について、国、県、町、警察、学校、関係機関・団体、地域社会、企業及び家庭が、それぞれの特性を生かした町民参加型の活動を推進するとともに、互いに連携を取りながら地域の実情に即した自主的な活動を推進します。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育の推進

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとと

もに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能と知識の習得を目標とします。

そのため、保育園・家庭・地域等が連携を図りながら、日常の保育活動・教育のあらゆる場面で交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

また、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員等による幼児に対する通園時時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全教室等の開催を促進します。

② 児童・生徒に対する交通安全教育

ア 小学生に対しては、基本的な交通ルールとマナーを十分に理解させ、歩行者及び自転車の利用に必要な技能と知識を習得させるとともに、危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

そのために、家庭における教育はもとより、地域をはじめ関係機関・団体等と連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車や乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び特性等についての交通安全教育を実施します。

また、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員等による通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全教室等の開催を促進します。

イ 中学生・高校生に対しては、日常生活における交通安全に必要な技能と知識の十分な習得はもとより、自己の安全ばかりでなく、他人の安全にも配慮できるような意識の高揚を目標とします。

そのために、家庭における教育はもとより、地域をはじめ関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、二輪車・自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等を重点に交通安全教育を実施します。

③ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とします。

そのために、職場等での積極的な講習会等の開催・参加を促すことで、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルトの着用、悪質・危険運転、違法駐車防止等を中心とした交通安全教育を実施します。

④ 高齢者等に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢による身体的機能の変化が歩行者又は運

転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路の交通状況に応じて安全に通行するための実践的スキルと交通ルール等の知識の習得を目標とします。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、関係機関・団体等と連携し、老人クラブ、高齢者教室における交通安全教室の開催、高齢者に対する各種催し等の機会を活用した交通安全教育を実施するとともに、反射材等、交通安全用品の普及に努めます。

高齢運転者に対しては、関係機関・団体、自動車教習所等と連携を図るとともに、地域における自主的役割について協力を求めます。

⑤ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全に必要なスキルと知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じた交通安全教育を推進します。

⑥ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対しては、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。また、外国人を雇用する者を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体への資器材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、関係機関・団体等が相互に連携し、春・秋の「全国交通安全運動」及び年2回の「交通事故防止県民運動」を組織的・継続的に展開するものとします。

交通安全運動は、子どもと高齢者の事故防止、スピードダウンによる安全運転、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転追放、夜間・薄暮時の交通事故防止、二輪車・自転車の事故防止を重点とし、実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く町民に周知を行うとともに、住民参加型の運動を展開します。

また、毎月1日の「岩手県交通安全の日」、毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」及び毎月17日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせた住民参加型の活動を展開します。

② 自転車の安全利用の推進

ア 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを順守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるほか、自転車乗用中に交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。特に自転車の歩道通行時におけるルールについて周知・徹底を図ります。

イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

ウ 幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図ります。併せて、各種保険加入についても啓発します。

③ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。

④ チャイルドシートの正しい使用の徹底

保育園等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発と指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

⑤ 反射材用品の普及促進

反射材用品の活用促進を図るため、反射材用品の視覚効果や使用方法等について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

また、歩行中の交通死亡事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその活用の促進を図ります。

⑥ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通安全協会、交通指導員、関係機関・団体、酒類等販売業者等との連携・協力を図り、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転の根絶の取り組みをさらに進め、「飲酒運転をしない、させない」という町民の規範意識の確立を図ります。

⑦ 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、国、県によるテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を介した具体的で訴求力の高い広報に加え、町としても次の方針により実効の挙がる広報を行います。

ア 交通安全に果たす家庭の役割は大きいことから、広報誌、防災行政無線、自主放送、チラシ等の広報媒体を積極的に活用し、家庭に浸透するきめ細かな広

報の充実に努め、住民を交通事故から守るとともに、暴走運転、無謀運転、飲酒運転等の一掃に向けた広報を行います。

イ 民間団体の交通安全に係る広報活動を支援するため、交通安全に関する資料・情報の提供を積極的に行います。

⑧ その他の普及啓発活動の推進

ア 高齢者の交通事故防止に関する住民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報を積極的に行い、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識(通称「高齢者マーク」)を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努めます。

イ 季節や気候の変化、地域の実態に応じ、街頭指導・広報啓発活動等を活用するなどして「ライトの早め点灯」及び「原則ハイビーム走行」を促します。

ウ 冬用タイヤを早期に装着する取り組みを推進し、冬期の走行不能防止やスリップ事故防止を図ります。

(4) 交通指導員の育成強化

① 交通指導員を効率的に活用し、交通安全思想の普及促進を図るため、街頭指導、研修会等を実施するなど、交通指導員の資質の向上に努めます。

② 高齢化とともに、交通指導員の人員不足等に伴い、交通安全活動が困難となっている地区も見受けられることから、適切な組織編成を検討します。

(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的として、交通安全思想の普及徹底を図る上で、大きな役割を果たしている交通安全協会や交通安全母の会に対し、必要な資料の提供や事業を支援することにより、民間団体等が主体となる交通安全活動を推進します。

3 安全運転の確保

(1) 安全運転管理の推進

① 安全運転管理者等に対する講習内容をより充実させ、これら管理者の管理能力及び安全意識の向上を図るとともに、事業所における自主的な交通安全教育を指導するよう関係機関に要請します。

② 安全運転管理者等の未選定事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化するよう関係機関に要請します。

(2) 気象情報等道路交通に関する情報の充実

道路交通に影響を及ぼす気象、地震等の自然現象を的確に把握し、適時・適切な発表と迅速な伝達に努めます。

4 車両の安全性の確保

自動車や自転車には、摩耗・劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理

を怠れば事故の可能性が大きく、その適切な保守管理を推進する必要があります。

自動車等の保守管理は、一義的には、自動車等の使用者の責任の下になされるべきですが、交通事故の発生は、運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命・身体にも影響を与える危険性を内包しています。自動車検査やリコール制度等による自動車の安全性の確保については、国、県が主導となるため、町では灯火の取り付けの徹底や反射材の普及を促進するなど、自転車の安全性の確保に努めるものとします。

(1) 自転車の安全性の確保

毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、毎年5月の「全国自転車月間」及び各季の「交通安全運動」における啓発活動を通じて、自転車利用者の遵法意識や安全意識及び点検整備意識の徹底を図ります。

また、児童・生徒が利用する自転車の点検整備については、関係団体との積極的な協力を求めていき、夜間における安全性の確保を図るため、灯火点灯の徹底と反射器材の普及を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

(2) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車アセスメント情報の提供と先進安全自動車（ASV^(注)）の安全に関する先進技術について住民への理解促進を図り、安全な自動車の普及拡大を促進します。

また、チャイルドシートについても、安全性に関する比較情報等を提供することにより、安全な製品の普及拡大を図るものとします。

注 ASV：Advanced Safety Vehicle の略

5 道路秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

- ① 児童、高齢者、障がい者等の保護の観点に立った交通指導取締り関係機関に要請するとともに、事故多発路線等における街頭指導活動を強化します。
- ② 飲酒運転、無免許運転、横断歩行者妨害、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を関係機関に要請します。
- ③ 自転車利用者による無灯火、二人乗り及び信号無視等の違反に対して指導警告を行うとともに、これに従わない者及び酒酔い運転等の悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を推進するよう、関係機関に要請します。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備等

家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する適切な指導等を促進し、地域における関係機関・団体等が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行います。

また、車両の不正改造の防止のため、「不正改造車を排除する運動」等を通じた広報活動の推進及び関係団体に対する指導を行うよう、関係機関に要請します。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図るため、救急医療機関と消防機関等の緊密な連携を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の一層の向上を促進します。

(1) 救助・救急体制の整備

① 救助体制の整備・拡充

救急医療機関、消防機関等の緊密な連携を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会への参加促進や救急の日、救急医療週間等の機会を利用した普及啓発活動を推進します。

7 交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は生命を絶たれたりしており、このような方々を支援することは極めて重要です。

交通事故の被害者を救済するために、自動車損害賠償責任保険（共済）契約の徹底や広報・啓発を図るとともに、事故に関する相談を受けられる機会を充実させるなど、被害者支援を積極的に推進します。

(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れ防止のための広報活動を行うとともに、無保険（無共済）車両の運行防止を徹底します。

(2) 交通事故相談活動の推進

交通事故相談所等について、広報誌等を活用して積極的に周知を図り、交通事故当事者に対し、広く相談の機会を提供します。

(3) 交通災害共済への加入促進

広く町民に定着している交通災害共済の趣旨について一層の周知徹底、加入促進を図り、事故による経済的損失の一助となるよう加入を推進します。

8 交通事故分析の高度化の推進

交通事故の諸要因に関する統計の充実を図るとともに、人、道路及び車両の三要素について総合的な観点から関係機関と協力し、事故分析を行うとともに、事故の調査・分析情報を町民に提供することにより、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

参考資料

1 住田町内の交通事故発生状況

	人身事故				物損事故	
	件数	死者	傷者	管内件数	件数	管内件数
平成18年	14	1	16	174	88	878
平成19年	12	0	15	223	114	908
平成20年	13	0	17	170	93	876
平成21年	15	0	21	165	111	887
平成22年	9	1	14	149	109	1001

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計・大船渡署統計

2 子ども（中学生以下）と高齢者（65歳以上）の交通事故発生状況

	子ども（中学生まで）				高齢者			
	件数	死者	傷者	管内件数	件数	死者	傷者	管内件数
平成18年	0	0	0	12	6	0	7	61
平成19年	0	0	0	14	3	0	4	72
平成20年	0	0	0	12	4	0	4	54
平成21年	2	0	2	19	7	0	6	74
平成22年	1	0	1	12	5	1	5	57

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計・大船渡署統計

3 青少年ドライバー（16～24歳）と高齢者ドライバー（65歳以上）の交通事故状況

	青少年ドライバー			高齢ドライバー		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成18年	2	0	3	1	0	1
平成19年	2	0	2	2	0	3
平成20年	1	0	1	4	0	8
平成21年	2	0	4	4	0	4
平成22年	1	0	3	3	1	6

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計・大船渡署統計

4 飲酒運転検挙者数と交通事故状況

	飲酒による交通事故			検挙者	
	件数	死者	傷者	町内	管内
平成18年	0	0	0	5	43
平成19年	0	0	0	0	13
平成20年	0	0	0	0	15
平成21年	0	0	0	1	13
平成22年	0	0	0	2	23

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計・大船渡署統計

5 種類別交通事故件数

	歩行者の交通事故			自転車の交通事故			二輪車の交通事故		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成18年	2	1	1	0	0	0	2	0	2
平成19年	1	0	1	0	0	0	1	0	1
平成20年	0	0	0	0	0	0	1	0	1
平成21年	3	0	3	0	0	0	3	0	3
平成22年	1	0	1	0	0	0	1	0	1

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計・大船渡署統計

6 路線別事故件数、死者、傷者数

	国道			県道			町道		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成18年	13	1	15	0	0	0	1	0	1
平成19年	8	0	10	2	0	2	2	0	3
平成20年	11	0	15	0	0	0	2	0	2
平成21年	12	0	15	1	0	1	2	0	5
平成22年	9	1	14	0	0	0	0	0	0

※各年12月31日現在：岩手県警察本部交通統計